



3 手 帳

愛の手帳

- ◆内容 知的障がい者（児）が各種サービスを利用するためには必要な手帳として東京都が交付しています。障がいの程度によって1度～4度に区分されています。なお、国の制度としては療育手帳があり、愛の手帳はこの制度の適用を受けています（愛の手帳判定基準表 [29～30ページ参照](#)）。
- ◆申請方法（手帳交付） 判定が必要となります。判定の予約は、年齢により、該当の窓口へ電話でお申し込みください。
【18歳未満】判定の予約は、東京都足立児童相談所へお申し込みください。
※現在手帳をお持ちの方で、年齢が満3・6・12・18歳になった時、または障がいの程度が変化した時も判定が必要となります。
【18歳以上】判定の予約は、東京都心身障害者福祉センターへお申し込みください。
※予約の受付開始日
①初めて手帳を申請する方（新規）：判定を希望する月の前月の5日
②手帳をお持ちの方（成人更新・程度変更）：判定を希望する月の前月の1日
※受付開始日が土曜日、日曜日、祝日等休日の場合は、休み明けの日が受付開始日となります。
※年末年始は一部例外があります。
- ◆その他の手続き 現在手帳をお持ちの方で、次に当てはまる場合は、障がい援護課各援護係の窓口へ届け出てください。
①本人や保護者の住所の変更 ②本人や保護者の氏名の変更 ③保護者の変更
④死亡 ⑤手帳の紛失・破損 ⑥手帳の形式（紙またはカード）変更
※⑤⑥の場合、手帳が再交付されます。
- ◆問合せ先 障がい援護課各援護係（[11ページ参照](#)）
【18歳未満】東京都足立児童相談所 **TEL** 03-3854-1181 **FAX** 03-3890-3689
【18歳以上】東京都心身障害者福祉センター **TEL** 03-3235-2961



手帳

身体障害者手帳

- ◆内容 身体に障がいのある方が、各種サービスを受けるために必要な手帳として交付されます。障がいの程度によって1級～6級に区分されています（2つ以上の重複障がいの場合は、障がい指数の合計によって決定されます）。
- ◆対象 ①視覚障がい ②聴覚障がい ③平衡機能障がい
④音声機能・言語機能・そしゃく機能障がい
⑤肢体不自由（上肢・下肢・体幹機能障がい）
⑥心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓機能障がい
⑦乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい
（身体障害者障害程度等級表 [31～33ページ参照](#)）
- ◆必要なもの ①身体障害者診断書・意見書（用紙は障がい援護課各援護係にあります。また、東京都心身障害者福祉センターのホームページからダウンロードできます。）
②写真（タテ4cm×ヨコ3cm）
- ◆その他の手続き 現在手帳をお持ちの方で、次に当てはまる場合は、届け出てください。
①住所の変更 ②氏名の変更 ③死亡 ④手帳の紛失・破損
⑤障がいの程度変更 ⑥手帳の形式（紙またはカード）の変更
※④⑤⑥の場合、手帳が再交付されます。
- ◆申請・問合せ先 障がい援護課各援護係（[11ページ参照](#)）

精神障害者保健福祉手帳



手
帳

- ◆内容 精神に障がいがある方の自立と社会参加の促進を目的として交付されます。障がいの程度によって1級～3級に区分されています。
- ◆対象 初診日（または治療再開日）から6か月以上継続して精神科の医療機関を受診している方で、精神障がいのために、長期にわたり日常生活または社会生活への制約があると、医師により診断された方（主たる障がいが知的障がいと診断されている方を除く）。（精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準表 [33ページ参照](#)）
- ◆必要なもの ①申請書
②写真（タテ4cm×ヨコ3cm）
③手帳用診断書または精神障がいを事由とする障害年金証書等のコピーおよび同意書
④個人番号（マイナンバー）を確認できるもの
⑤現在持っている手帳のコピー（更新申請の場合のみ）
⑥はがき（手帳の交付日の通知を希望される方のみ）
⑦封筒（送料分の切手添付）（郵送で手帳の受取を希望される方のみ）
※用紙は各保健センター等にあります。
- ◆申請・問合せ先 各保健センター等（[13ページ参照](#)）

【参考】表1 愛の手帳 判定基準表

就学前（0歳～6歳）基準

	1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）
知能測定値	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね19以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね20～34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75
運動	運動機能がきわめて未発達なため起座も不可能	運動機能がきわめて未発達なため歩行も不十分	運動機能の発達が年齢より全般的に未発達	運動機能の発達はおおむね年齢相応
社会性	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能
意思疎通	言語による意思疎通が全く不可能	わずかで不完全な単語だけのため意思疎通が不可能	言語が未発達なため、意思疎通が一部不可能	言語を通しての意思疎通が可能
身体的健康	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、注意を必要としない
基本的生活	常時、介助及び保護が必要	部分的介助と常時の監督又は保護が必要	部分的介助と見守りが必要	介助や見守りをあまり必要としない

【参考】表2 愛の手帳 判定基準表

就学後（6歳～17歳）基準

	1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）
知能測定値	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね19以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね20～34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75
学習能力	簡単な読み、書き、計算も不可能	簡単な読み、書き、計算でもほとんど不可能	簡単な読み、書き、計算が部分的に可能	簡単な読み、書き、計算がほぼ可能
作業能力	簡単な手伝いなどの作業も不可能	作業のうち簡単な手伝いや使いが可能	指導のもとに作業が可能	単純な作業が可能
社会性	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能
意思疎通	言語による意思疎通がほとんど不可能	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能	日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通しての意思疎通が可能
身体的健康	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としない
日常行動	日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない
基本的生活	身辺生活の処理がほとんど不可能	身辺生活の処理が部分的に可能	身辺生活の処理がおおむね可能	身辺生活の処理が可能

【参考】表3 愛の手帳 判定基準表

成人（18歳以上）基準

	1度（最重度）	2度（重度）	3度（中度）	4度（軽度）
知能測定値	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね19以下	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね20～34	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね35～49	知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75
知的能力	文字や数の理解が不可能	文字や数の理解がわずかに可能	表示をある程度理解し、簡単な加減ができる	テレビ、新聞等をある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる
職業能力	簡単な手伝いなどの作業も不可能	簡単な手伝い程度は可能 また、保護的環境であれば単純作業が可能	助言等があれば、単純作業が可能	単純作業ができるが、時に助言等が必要
社会性	対人関係の理解が不可能	集団的行動がほとんど不可能 ただし、個別的な援助があれば限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能 また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能	対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能 また、適当な援助のもとに、社会生活が可能
意思疎通	言語による意思疎通がほとんど不可能	言語による意思疎通がやや可能	言語が未発達で文字を通しての意思疎通が不可能	日常会話（意思疎通）が可能 また、簡単な文字を通しての意思疎通が可能
身体的健康	特別の治療、看護が必要	特別の保護が必要	特別の注意が必要	健康であり、特に注意を必要としない
日常行動	日常行動に支障及び特別な傾向があり、常時保護及び配慮が必要	日常行動に支障があり、常時注意及び配慮が必要	日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要	日常行動に支障はなく、ほとんど配慮を必要としない
基本的生活	身辺生活の処理がほとんど不可能	身辺生活の処理が部分的に可能	身辺生活の処理がおおむね可能	身辺生活の処理が可能



手帳

【参考】表4 身体障害者障害程度等級表

級別	視覚障害	聴覚障害	平衡機能障害	音声機能、言語機能そしゃく機能の障害
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ）が0.01以下のもの			
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（I／4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I／2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）		
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害	
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40cm以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		
7級				

備考

- 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは該当等級とする。
- 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。
- 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
- 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
- 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。
- 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。
- 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものという。

級別	肢体不自由				
	上肢機能障害	下肢機能障害	体幹機能障害	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能障害	移動機能障害
1級	1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の1/2以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢の上腕の1/2以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の1/2以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がりることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の1/2以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の1/2以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの1/10以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの1/15以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリストラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの1/20以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの



【参考】表5 身体障害者障害程度等級表

級別	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能の障害						
	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

【参考】表6 精神障害者保健福祉手帳 障害等級

等級	基 準
1級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

